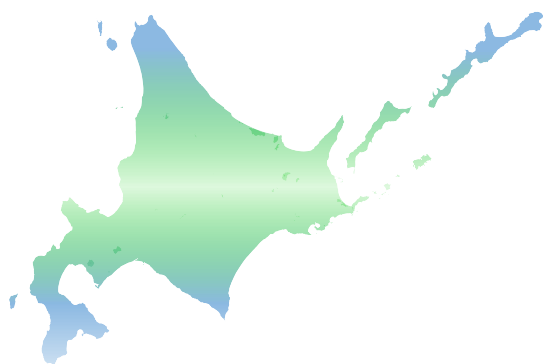


# 北海道の遠隔医療推進 に係る補助事業について



北海道保健福祉部地域医療推進局  
地域医療課

# 遠隔医療の種類

### 遠隔相談

【概要】画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。

【効果】医療の地域間格差の解消、患者やその保護者などの安心感向上につながる。

患者のいる地域の病院  
ネットワーク  
専門医がいる病院  
地域医師  
専門医（小児科医など）

### 遠隔診療（オンライン診療）

【概要】情報通信機器で、測定した生体情報（体温、血圧、脈拍、尿糖値等）や患者の映像・音声等を遠隔地の医師へネットワークを通じ送信し、医師に対し有用な情報を提供。

【効果】交通インフラが不十分であったり、高齢化・過疎のため受診が困難な患者に対する医療の提供が可能となる。

ネットワーク  
患者  
診察  
指示  
医師

医師－医師間 (DtOD)	医師－患者間 (DtOP)
医師－医師間 (DtOD)	医師－医師間 (DtOD)

### 遠隔画像診断

【概要】X線写真やMRI画像など、放射線科で使用される画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】専門医による高度で専門的な診断を受けられる。

ネットワーク  
大学病院等  
地域病院  
CT、MRI画像読込読影結果登録  
CT、MRI画像登録読影読み取り受信

### 遠隔病理診断

【概要】体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

【効果】リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。

専門医（病理医）側  
ネットワーク  
手術執刀医師側  
顕微鏡映像  
映像/音 コミュニケーション  
顕微鏡操作モニター  
病理医  
担当医

# 遠隔医療について①

令和4年3月15日  
第5回 デジタル田園都市国家構想実現会議  
厚生労働省資料

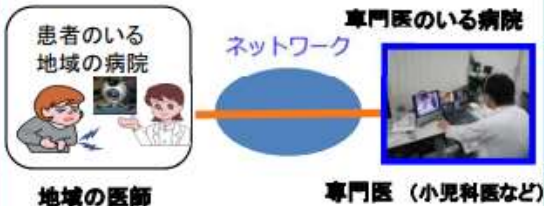
- 遠隔医療の活用により、離島など医療資源が十分でない地域においても、必要な医療の提供が可能となる。
- このため、遠隔医療の活用促進に向け、遠隔医療に用いるICT機器の導入支援について、関係省庁が実施する関連施策とも連携しつつ、都道府県を通して一層の周知に取り組んでいく。

## 医師—医師間 (DtoD)

### 遠隔相談

【概要】画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。

【効果】医療の地域間格差の解消、患者やその保護者などの安心感向上につながる。



### 遠隔画像診断

【概要】X線写真やMRI画像など、放射線科で 사용되는画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



### 遠隔病理診断

【概要】体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

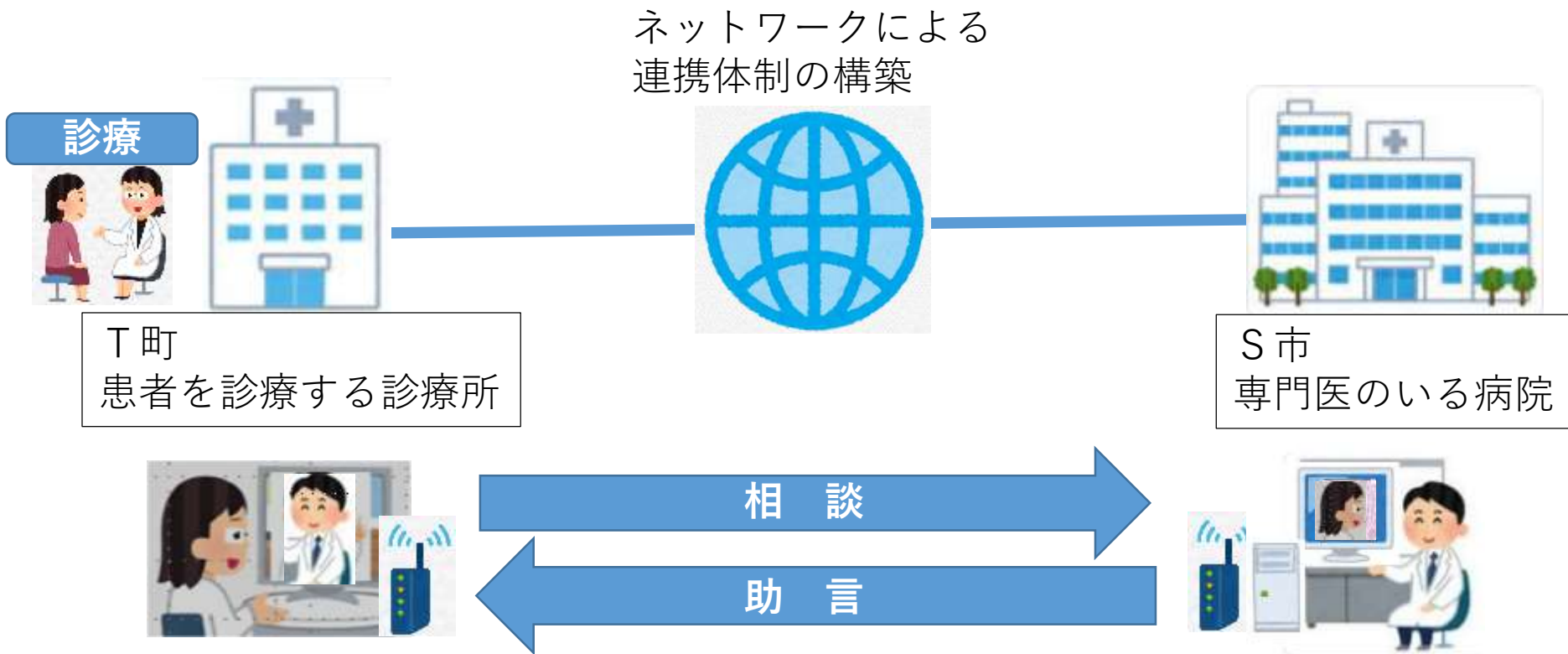
【効果】リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。



# 遠隔医療促進事業

都市部の専門医が、遠隔地の医師に「Face to Face」で指導・助言を行うための  
**遠隔テレビカンファレンスシステム等の導入を支援**し医療機関相互の連携を図る  
ことを目的としています

## 【遠隔テレビカンファレンスシステム概要図】

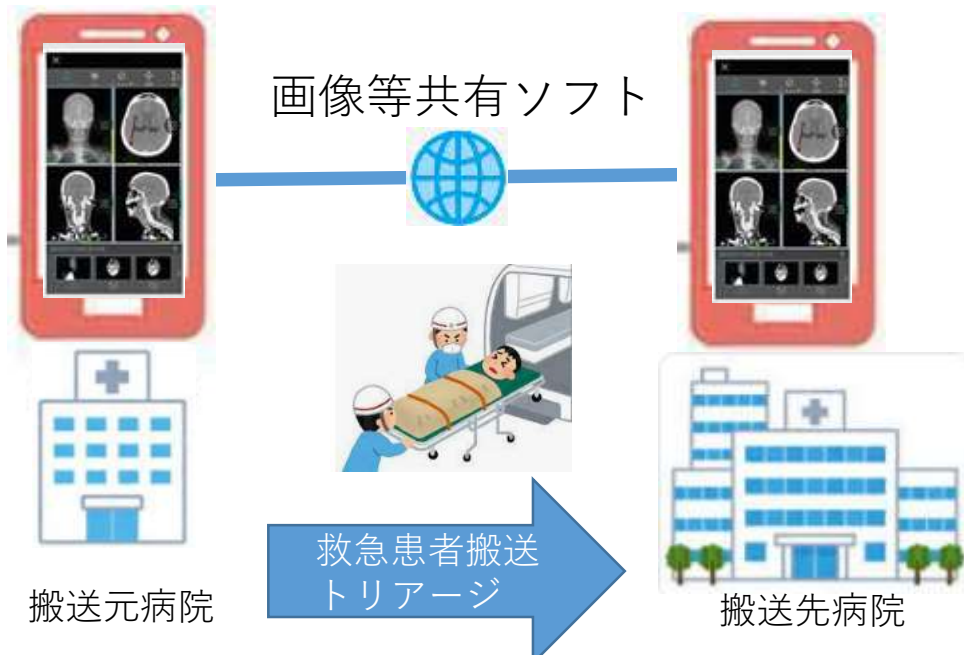


# 遠隔医療促進事業(設備整備)

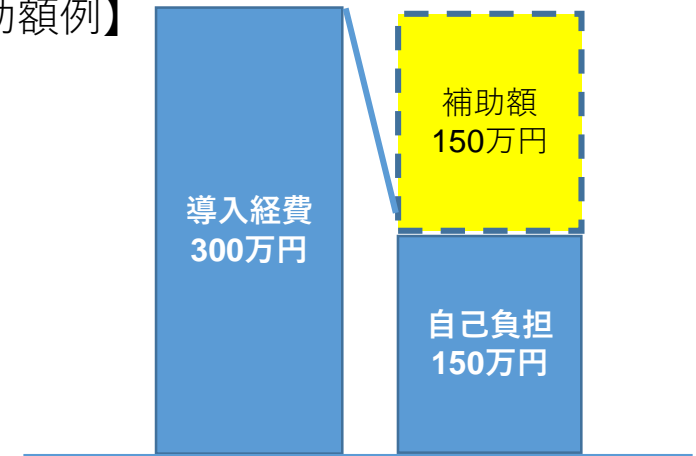
遠隔テレビカンファレンスシステムを導入する医療機関の設備整備を支援します。

概要	補助基準額	補助率
○遠隔テレビカンファレンスシステム導入経費への補助 (設備購入経費、接続等関連経費)	【支援側】 3,000千円 【依頼側】 2,000千円	1 / 2 以内

※救急対応・トリアージの効率化を  
目的とした遠隔ネットワークの場合は、  
画像等を共有するソフトウェアの  
導入経費も対象



【補助額例】



# 設備整備事業の対象となる場合

遠隔相談支援体制を同じ二次医療圏内で構築する場合は、遠隔テレビカンファレンスシステム等の設備整備費用が補助対象になります。



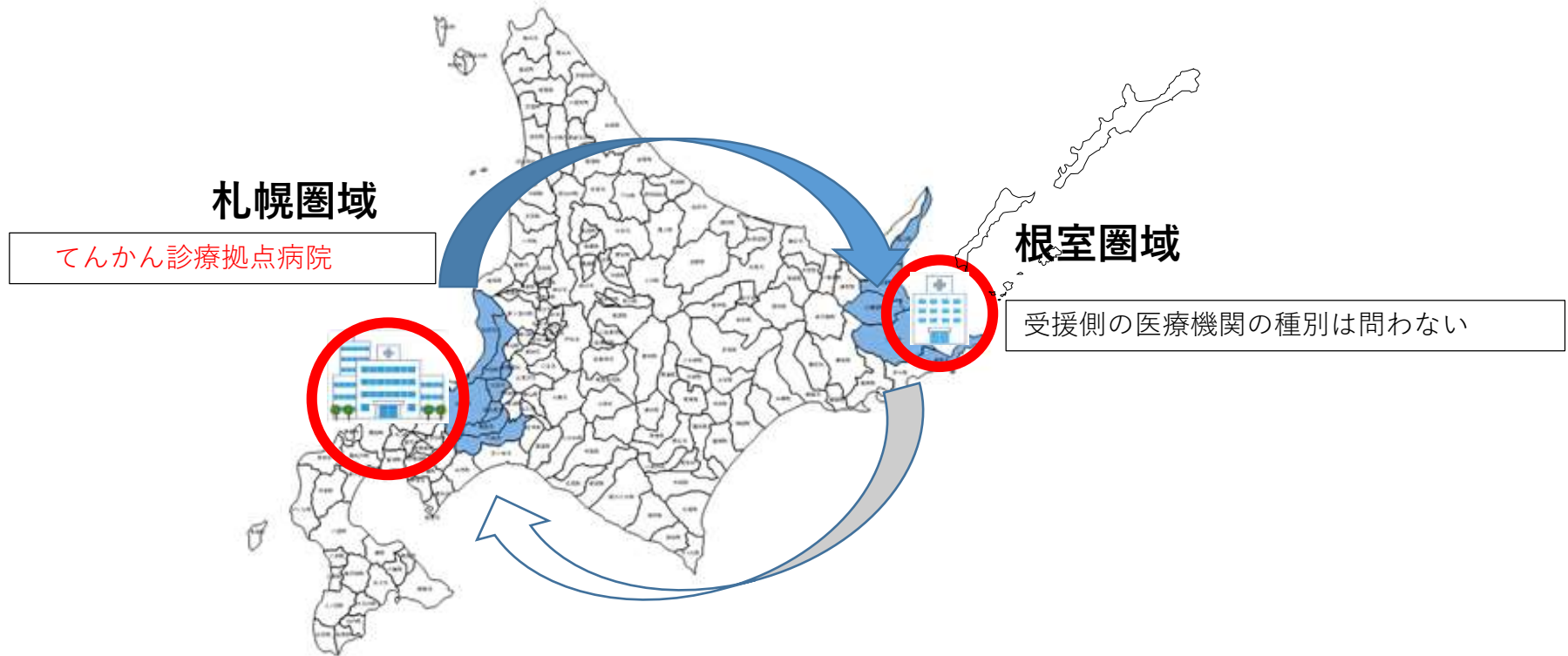
# 北海道の医療圏（市町村一覧）

第三次	第二次	第一次	第三次	第二次	第一次
道南	南渡島	函館市、北斗市、松前町、福島町、知内町、木古内町、七飯町、鹿部町、森町	道北	上川中部	旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町、幌加内町
	南檜山	江差町、上ノ国町、厚沢部町、乙部町、奥尻町		上川北部	士別市、名寄市、和寒町、剣淵町、下川町、美深町、音威子府村、中川町
	北渡島檜山	八雲町、長万部町、せたな町、今金町		富良野	富良野市、上富良野町、中富良野町、南富良野町、占冠村
道央	札幌	札幌市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村	留萌	留萌	留萌市、増毛町、小平町、苫前町、羽幌町、初山別村、遠別町、天塩町
	後志	小樽市、島牧村、寿都町、黒松内町、蘭越町、ニセコ町、真狩村、留寿都村、喜茂別町、京極町、倶知安町、共和町、岩内町、泊村、神恵内村、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村		宗谷	稚内市、猿払村、浜頓別町、中頓別町、枝幸町、豊富町、礼文町、利尻町、利尻富士町、幌延町
	南空知	夕張市、岩見沢市、美瑛市、三笠市、南幌町、由仁町、長沼町、栗山町、月形町		オホーツク	北網
	中空知	芦別市、赤平市、滝川市、砂川市、歌志内市、奈井江町、上砂川町、浦臼町、新十津川町、雨竜町	遠紋		紋別市、佐呂間町、遠軽町、湧別町、滝上町、興部町、西興部村、雄武町
	北空知	深川市、妹背牛町、秩父別町、北竜町、沼田町	十勝	十勝	帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町、浦幌町
	西胆振	室蘭市、登別市、伊達市、豊浦町、洞爺湖町、壮瞥町	根釧	釧路	釧路市、釧路町、厚岸町、浜中町、標茶町、弟子屈町、鶴居村、白糠町
	東胆振	苫小牧市、白老町、安平町、厚真町、むかわ町		根室	根室市、別海町、中標津町、標津町、羅臼町
	日高	日高町、平取町、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町	6区域	21区域	179区域

# 設備整備事業の対象となる場合

異なる二次医療圏の医療機関間で構築する場合でも、次の条件を満たすことで遠隔テレビカンファレンスシステム等の設備整備費用が補助対象になります。

## ① 支援する（助言を行う）病院が道の政策により、遠隔医療による対応を役割としている場合



北海道医療計画(抜粋)

第6節 精神疾患の医療連携体制

1~4(略)

5 数値目標等を達成するために必要な施策

【てんかん】

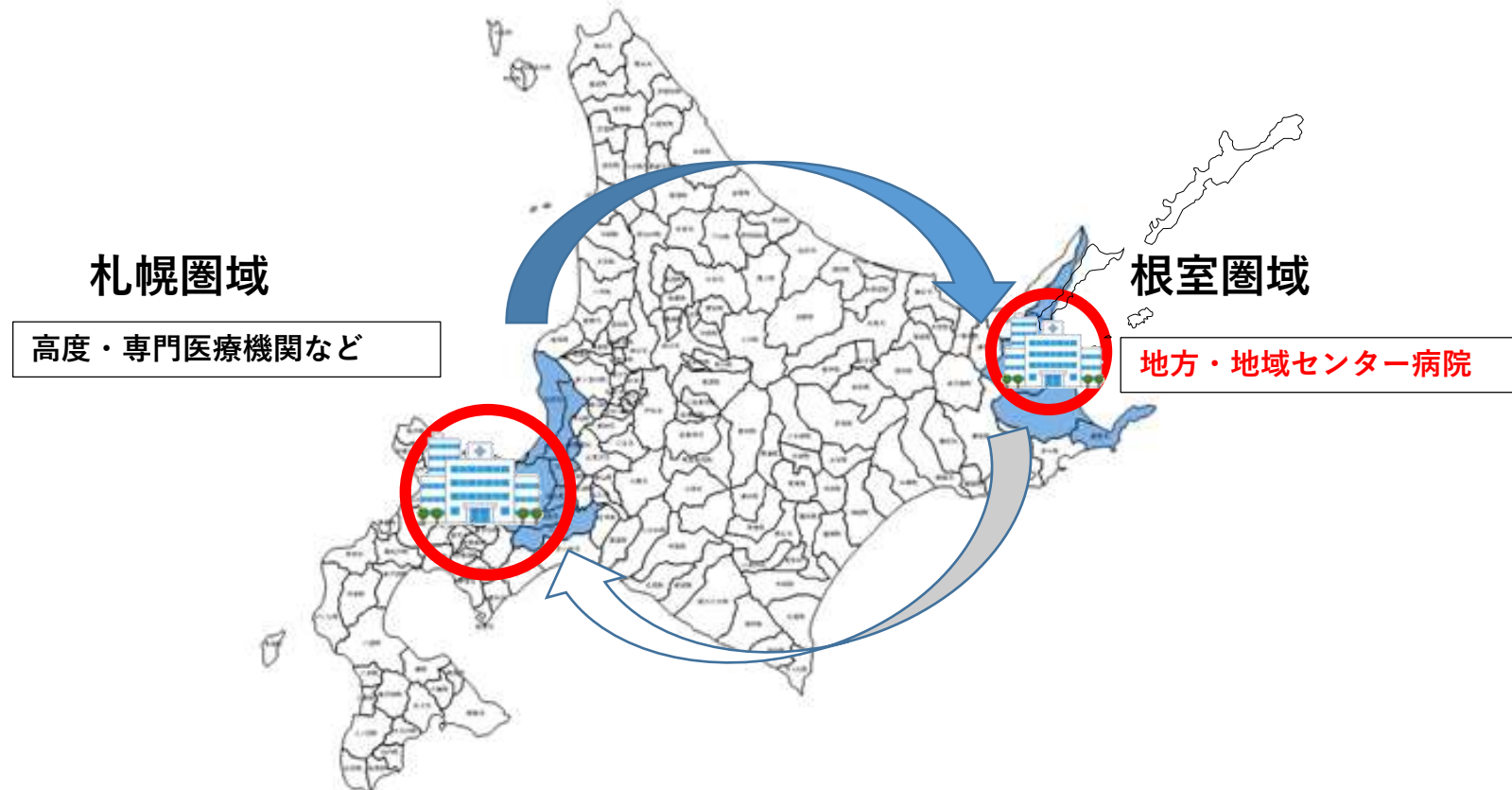
- 専門医による高度な医療が必要な患者に対し、てんかん診療拠点機関を中心に地域における診療連携体制の構築や遠隔医療による対応を進めます。



# 設備整備事業の対象となる場合

異なる二次医療圏の医療機関間で構築する場合でも、次の条件を満たすことで遠隔テレビカンファレンスシステム等の設備整備費用が補助対象になります。

## ②支援を受ける（助言を受ける）病院が地方・地域センター病院である場合



地方・地域センター病院とは  
道内の医療偏在などに対応するため、二次医療圏毎に一定の要件を備えた中核的医療機関を地方・地域センター病院として指定し、地域医療の確保を図ることを目的とした道独自の制度（1969年から）  
医師派遣、技術援助、研修会の開催、無医地区等への巡回診療など地域医療支援機能を強化。

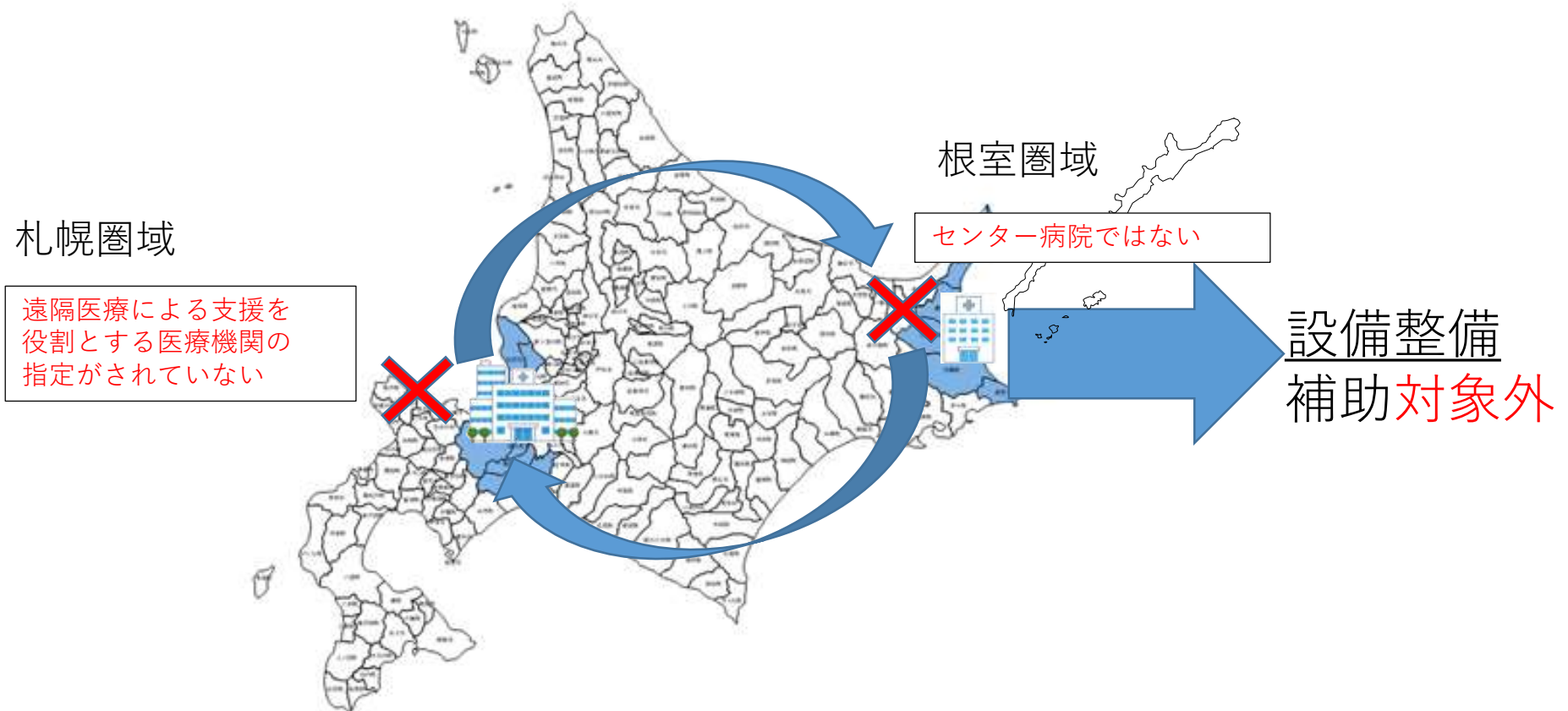
医療圏		指定区分・年度		病 院 名
三次	二次	地方	地域	
道南	南渡島	H6	S59	市立函館病院
	南檜山	-	S44	北海道立江差病院
	北渡島檜山	-	S57	八雲総合病院
道央	札幌	-	-	-
	後志	-	S48	J A 北海道厚生連 倶知安厚生病院
	南空知	-	S57	岩見沢市立総合病院
	中空知	-	S57	砂川市立病院
	北空知	-	S49	深川市立病院
	西胆振	-	S57	市立室蘭総合病院
		-	H1	総合病院 伊達赤十字病院
	東胆振	-	S57	苫小牧市立病院
	日高	-	S48	総合病院 浦河赤十字病院

医療圏		指定区分・年度		病 院 名
三次	二次	地方	地域	
道北	上川中部	-	-	-
	上川北部	H9	S58	名寄市立総合病院
	富良野	-	S50	北海道社会事業協会 富良野病院
	留 萌	-	S50	北海道立羽幌病院
		-	S57	留萌市立病院
宗 谷	-	S55	市立稚内病院	
林-ツ	北 網	H3	S55	北見赤十字病院
		-	H1	J A 北海道厚生連 網走厚生病院
	遠 紋	-	S49	広域紋別病院
		-	H1	J A 北海道厚生連 遠軽厚生病院
十 勝	十 勝	S54	S54	J A 北海道厚生連 十勝厚生病院
		-	H11	北海道社会事業協会 十勝協会病院
釧路・根室	釧 路	H4	S57	市立釧路総合病院
	根 室	-	H1	市立根室病院
		-	S45	町立中標津病院

地方センター病院 5  
地域センター病院 25

# 設備整備事業の対象とならない場合

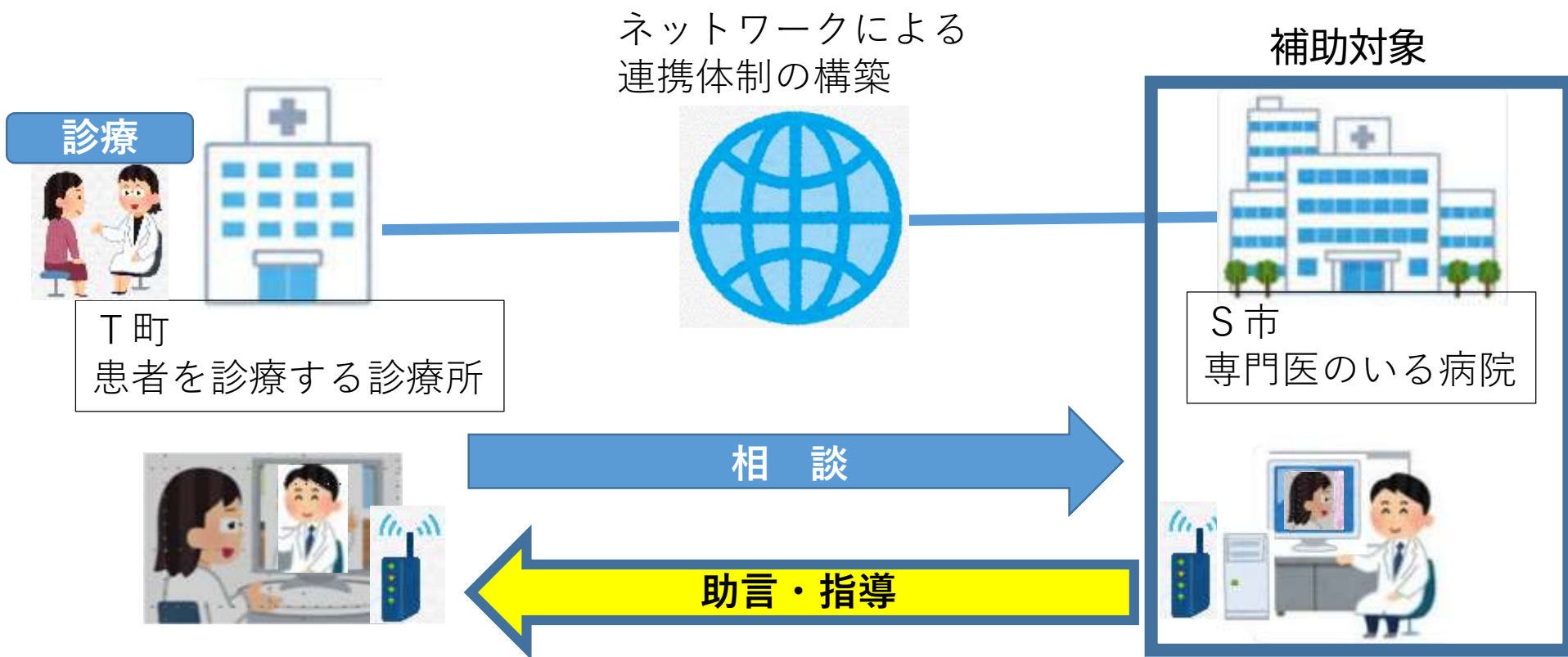
異なる二次医療圏の場合、どちらの条件も満たさない場合は補助対象になりません



# 遠隔医療促進事業(助言・指導に係る逸失利益相当経費支援)

遠隔ネットワークにより相談を受け、助言・指導を行う医療機関に対し、逸失利益相当経費について支援します。

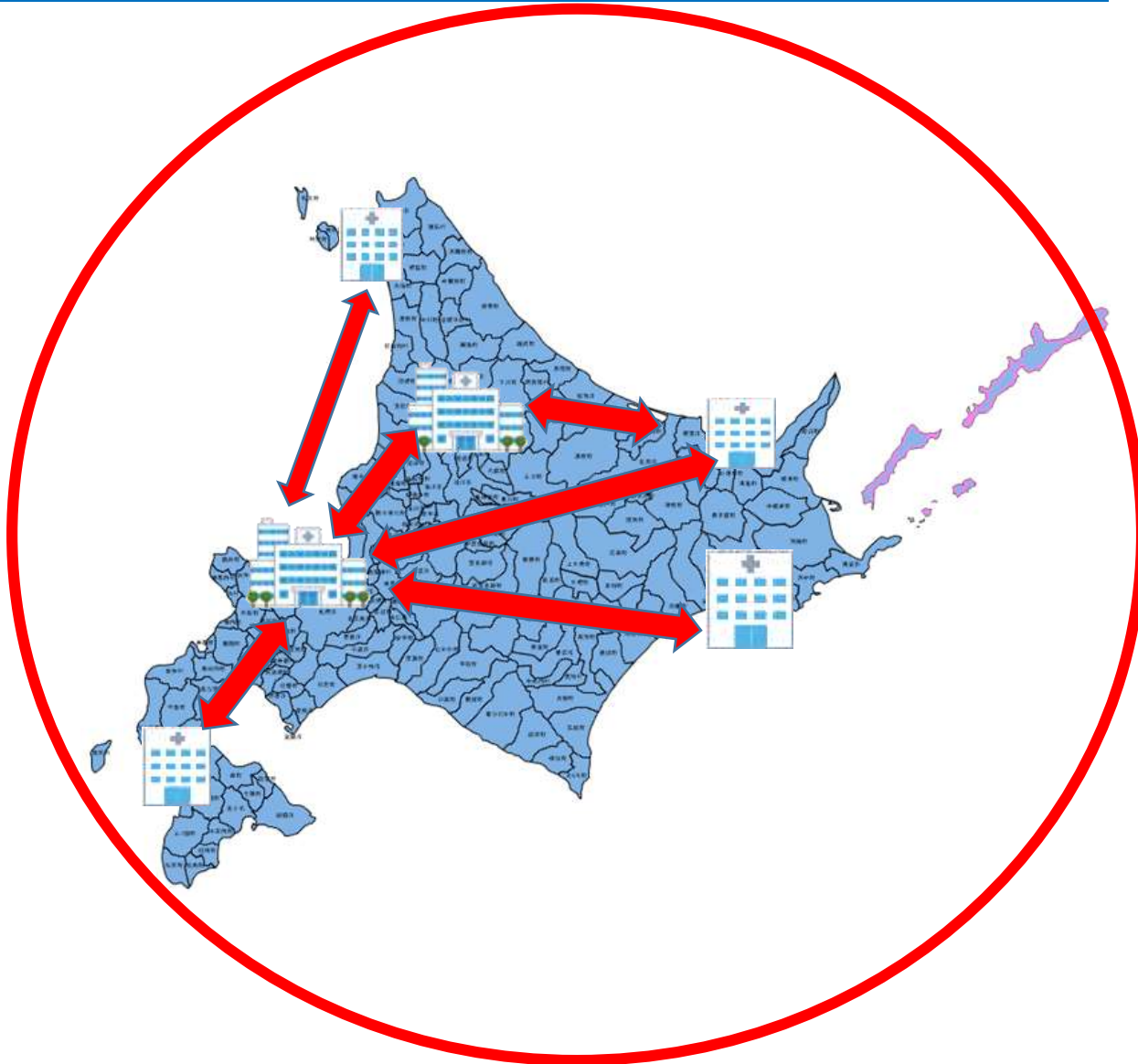
概要	補助基準額	補助率
○助言・指導について、逸失利益相当経費を支援	8千円/時 ※週5時間を上限	10/10 以内



# 遠隔医療促進事業(逸失利益相当経費支援)

## 【②助言に係る逸失利益相当経費支援】

二次医療圏の区別なく活用可能です。

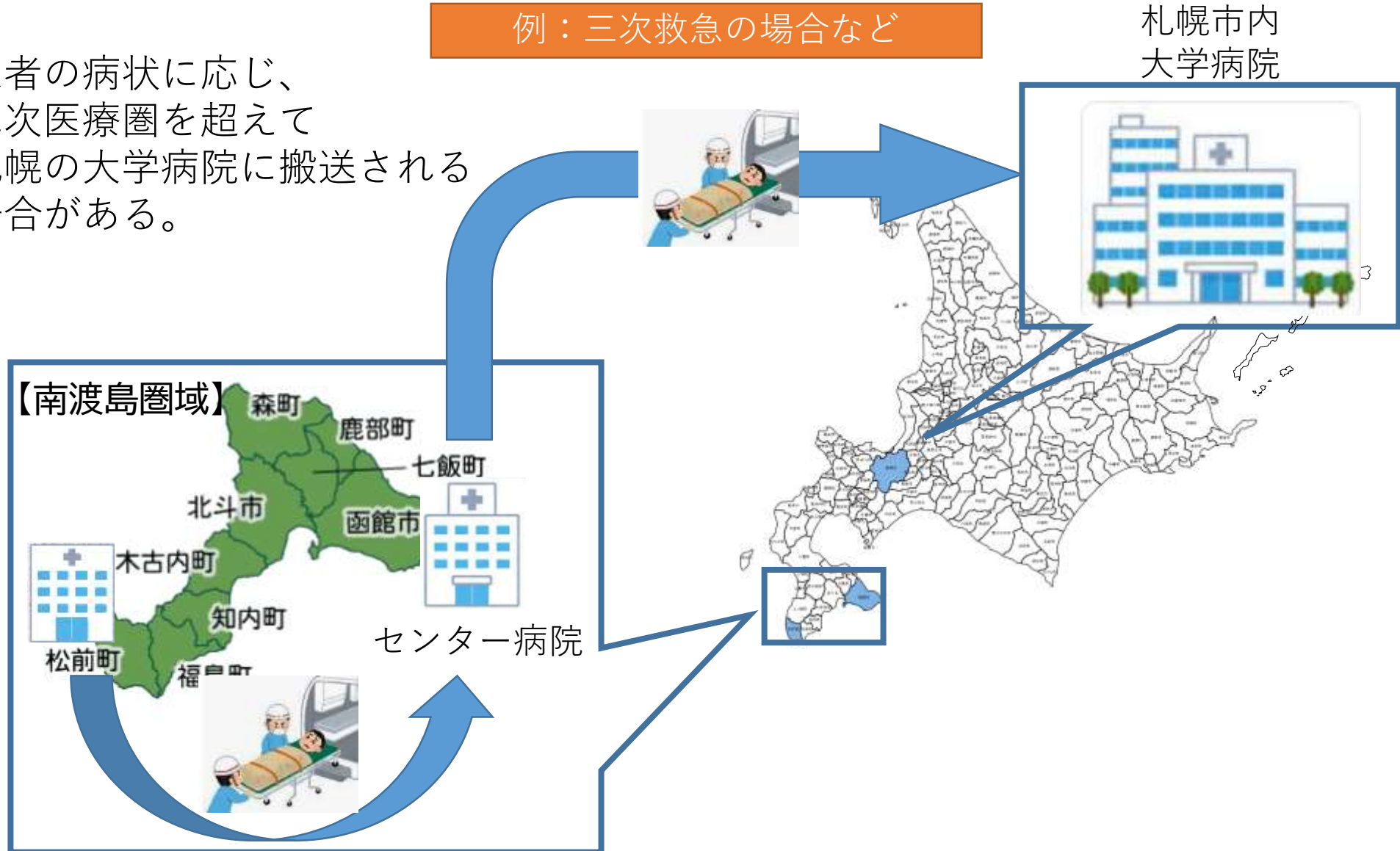


# 遠隔医療促進事業(逸失利益相当経費支援)

## 【②助言に係る逸失利益相当経費支援】

患者の病状に応じ、  
二次医療圏を超えて  
札幌の大学病院に搬送される  
場合がある。

例：三次救急の場合など



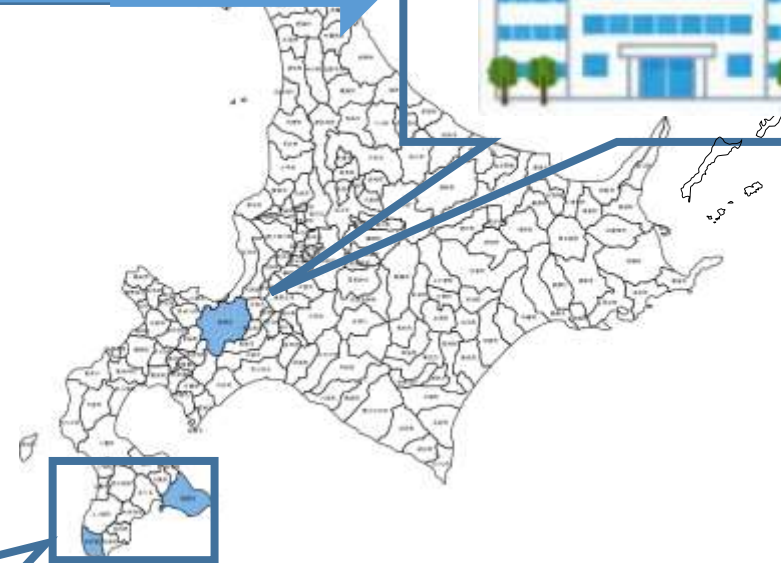
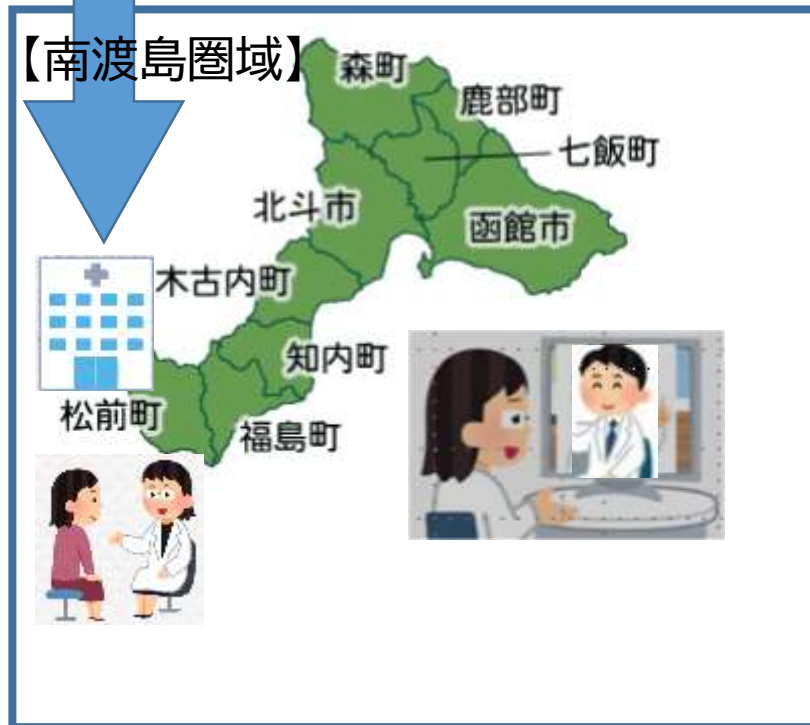
# 遠隔医療促進事業(逸失利益相当経費支援)

## 【②助言に係る逸失利益相当経費支援】

例：退院後支援（地域病院での診療）

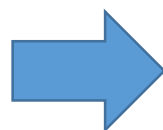
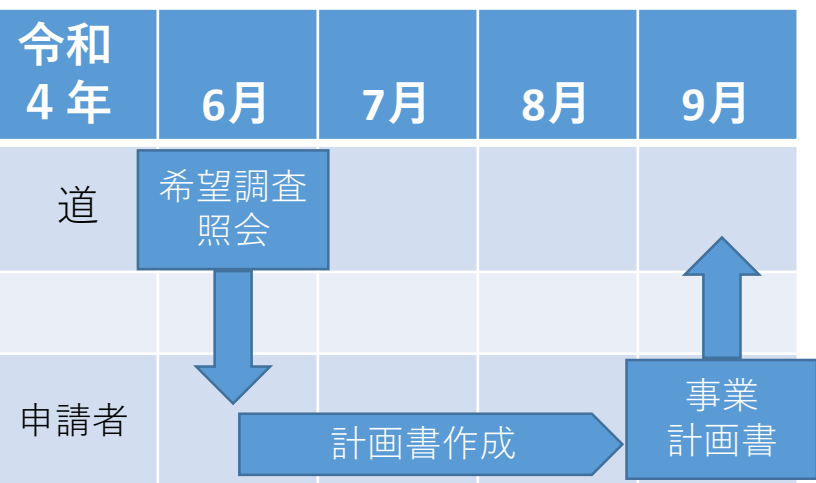


札幌市内  
大学病院



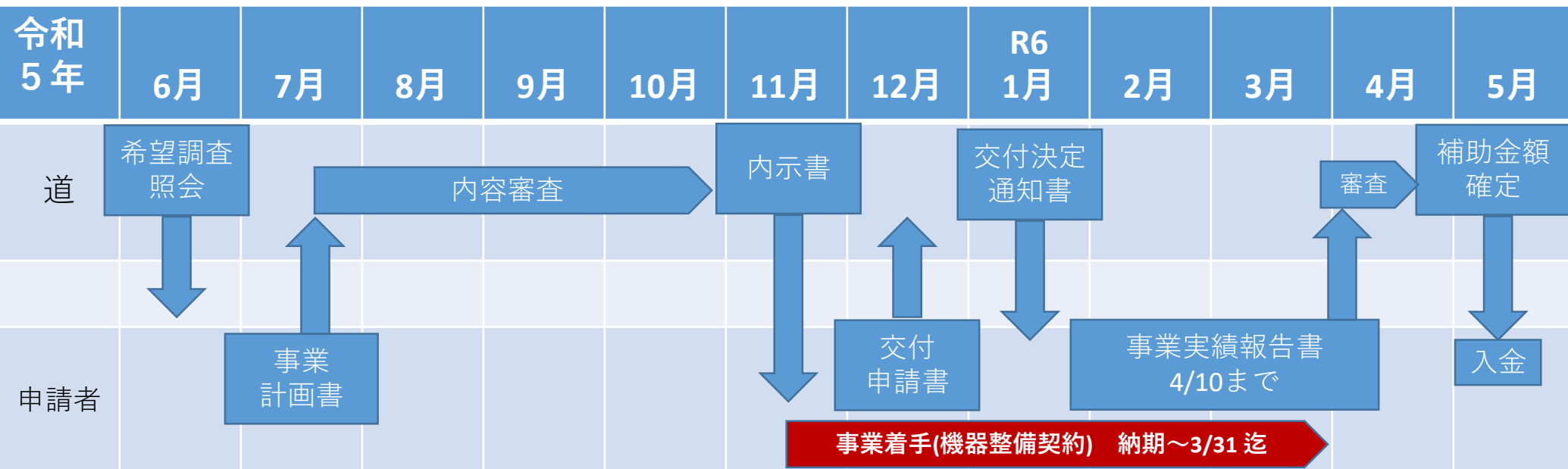
患者家族への治療方針の説明  
退院後、地域の病院に戻った後の  
治療方針の助言・指示

# 補助金申請フローについて(R5年度に事業実施の場合)



事業計画書に基づき  
翌年度（事業実施年度）  
補助金予算を計上

※施設単位での申請手続が必要です。





# 遠隔医療について①

令和4年3月15日  
第5回 デジタル田園都市国家構想実現会議  
厚生労働省資料

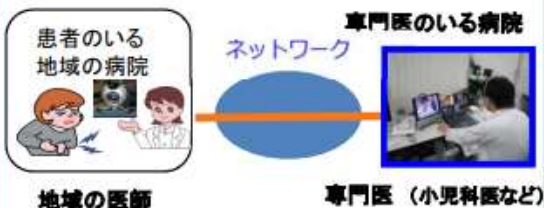
- 遠隔医療の活用により、離島など医療資源が十分でない地域においても、必要な医療の提供が可能となる。
- このため、遠隔医療の活用促進に向け、遠隔医療に用いるICT機器の導入支援について、関係省庁が実施する関連施策とも連携しつつ、都道府県を通して一層の周知に取り組んでいく。

医師—医師間 (DtoD)

## 遠隔相談

【概要】画像を見ながら遠隔地の医師との症例検討を行うなど、医師等に指導を行う。

【効果】医療の地域間格差の解消、患者やその保護者などの安心感向上につながる。



## 遠隔画像診断

【概要】X線写真やMRI画像など、放射線科で 사용되는画像を通信で伝送し、遠隔地の専門医が診断を行う。

【効果】専門医による高度で専門的な診断を受けられる。



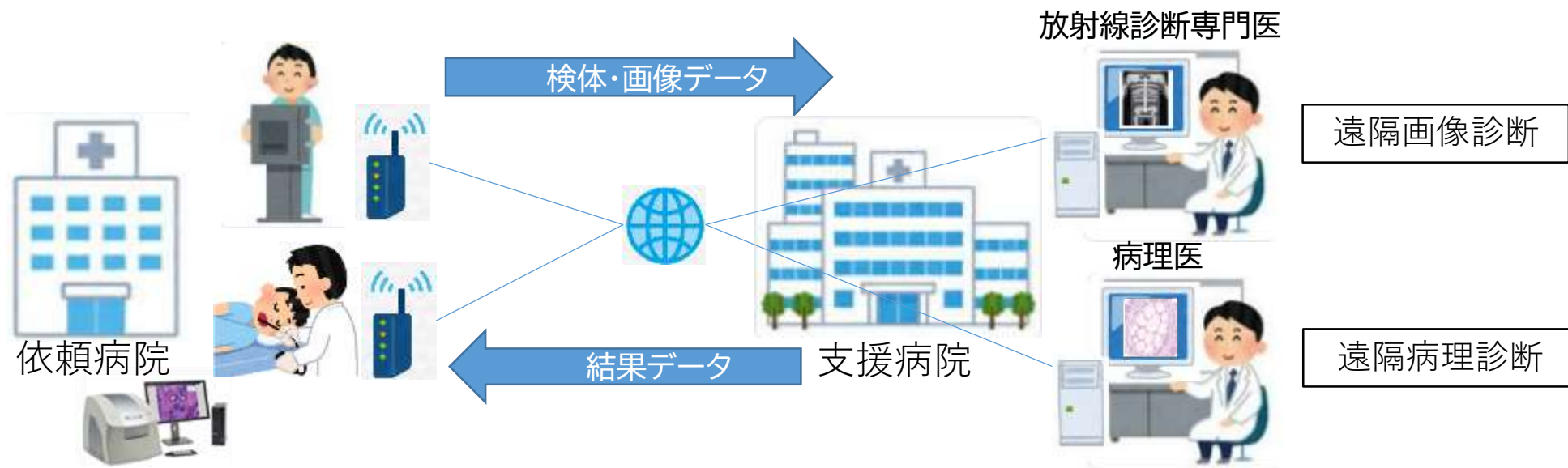
## 遠隔病理診断

【概要】体組織の画像や顕微鏡の映像を送受信するなどし、遠隔地の医師が、特に手術中にリアルタイムに遠隔診断を行う。

【効果】リアルタイムで手術範囲の決定など専門医の判断を仰ぐことができる。



# (国庫補助事業)遠隔医療情報通信機器整備費補助金



## 【事業概要】

概 要	区 分	補助基準額	補助率
○画像診断など遠隔医療を実施するために必要な コンピュータ機器等の整備に対する支援  コンピュータ機器、通信機器等（ソフトウェア含む） 購入費について補助	病理画像	【支援側】 4,598千円 【依頼側】 14,198千円	1/2
	X線画像 MRI画像等	【支援側】 16,390千円 【依頼側】 14,855千円	

## 【申請スケジュール】

事業実施前年度の9月までに計画書を提出